資料２

**旅費制度の見直しに伴う**

**「大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正について**

**【概　要】**

・ 国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、大阪府においても旅費制度の見直しを行うこととしており、「知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例」、「職員の旅費に関する条例」等の改正条例案が令和７年２月定例会に提出される予定。

・ これらが可決された場合、「大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」についても

所要の改正を行う。 ⇒第5条（費用弁償部分）を改正

**【旅費制度の主な改正内容】** ※下線は、「大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正を必要とするもの

▪ 外国旅行の場合の「日当」の廃止

▪ 鉄道賃、船賃、航空賃等に付随する費用（例：手数料等）を支給対象に追加

▪「旅行中宿泊費」を定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更 ※議員の上限額は知事等と同じ

▪ 旅費の種類に「宿泊手当」等を追加　※定額支給。議員の額は知事等と同じ

など

**【施行日】**

　　令和７年４月1日